

平成 17 年度(2005 年度) 第 2 回箕面市都市計画審議会 議事録

日 時 平成 17 年 10 月 7 日(金曜日)
午後 2 時 00 分開会
午後 4 時 10 分閉会

場 所 箕面市議会委員会室

出席した委員

会 長	増田 昇 氏	委 員	田代 初枝 氏
委 員	岡村 幸雄 氏	委 員	笹川 吉嗣 氏
委 員	新田 保次 氏	委 員	垣内 定 氏
委 員	弘本 由香里 氏	委 員	阪本 敦志 氏
委 員	舟橋 國男 氏	委 員	松井 治男 氏
委 員	牧野 直子 氏	委 員	森岡 秀幸 氏
委 員	前川 義人 氏	臨時委員	澤木 昌典 氏
委 員	上島 一彦 氏	臨時委員	山内 直人 氏
委 員	小林 ひとみ 氏	臨時委員	高橋 明男 氏
委 員	石田 良美 氏	臨時委員	小寺 康裕 氏

委員 16 名、臨時委員 4 名 計 20 名
(臨時委員は案件 1 のみ審議)

審議した案件とその結果

案件 1 これからの都市計画道路のあり方について【報告】

議案書に基づき報告

案件 2 国際文化公園都市地区地区計画等の取り組みについて【報告】

議案書に基づき報告

案件 3 水と緑の健康都市地区地区計画等の取り組みについて【報告】

議案書に基づき報告

案件 4 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について【付議】

原案どおり議決

事務局（岡本）

定刻になりましたので、ただ今から、平成 17 年度第 2 回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

前回と同じように、まず最初にマイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しておりますので、後の議事録作成にも影響がございますのでよろしくお願いいたします。

各委員の方におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押していただきご発言をお願いいたします。そして、次の方が発言される場合には、自分の前の青いボタンを押していただきますとその前にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。そして進行を進めていただきます増田会長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、各委員の皆様は発言前にボタンを押していただくという形でよろしくお願いいたします。

それでは、増田会長議事進行をよろしくお願いいたします。

増田会長

皆さん、こんにちは。少し秋雨前線が遅れているみたいで、週末には雨みたいですが、公私何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また平素は、本審議会の運営に対しまして、格段のご支援ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

それでは審議を始める前に、新しい委員さんが加わられましたので、ご紹介させていただきます。

関係行政機関の職員として箕面市農業委員会の森木委員の後任として、笹川

委員さんが就任されております、よろしくお願いいたします。

笹川委員

皆さん、こんにちは。先程、会長からご紹介のありました、笹川でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

増田会長

ありがとうございました。

それではこれより平成 17 年度第 2 回箕面市都市計画審議会を進めて参りたいと思います。

事務局より所定の報告をお願いいたします。

事務局（岡本）

定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員 18 名中 16 名、臨時委員 5 名中 4 名の出席でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第 6 条第 2 項の規定により、会議は成立いたすものでございます。

なお、大石委員、平井委員、松村委員より欠席する旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。

以上でございます。

増田会長

それでは始めに、市長さんよりご挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思っております。

藤沢市長

皆さん、こんにちは。審議会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、箕面市都市計画審議会の開催をお願いしましたところ、公私ご多忙の折、多数ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

実は昨日私、高松で、全国市長会主催の全国都市問題会議に行ってきました。

基調講演が東京大学の名誉教授の宇沢弘文先生、いろんな講演がありまして、大阪大学の鳴海先生のお話がありまして、その中で印象に残った、感銘を受けたことがございます。今までのまちというのは、住むための都市、働くための都市、まさしく箕面はサラリーマンの都市です。こういうまちだったと思いますが、しかしこれからは、行ってみたいまち、よりよい人生を送ることが都市計画であると、こういうお話がありまして、まさしくこれだな、という風に思っております。

この都市計画審議会、箕面市においてもますます重要な位置を占めると思いますが、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、先般の箕面市都市計画審議会では、「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について」のご審議をいただき、答申をいただきました。答申に付されました附帯意見につきましては、市といたしましても都市計画審議会のご意見を踏まえ、大阪府に対しまして意見回答いたしました。大阪府都市計画審議会では、これらを踏まえ、本案件を原案通り都市計画決定されたことをまずもって報告させていただきます。

また、これ以外の「北部大阪都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更」及び「区域区分の変更」につきましても、大阪府都市計画審議会において、原案通り都市計画決定されたことを、併せて報告させていただきます。

本日の審議会では、前回の都市計画審議会で諮問いたしました「これからの都市計画道路のあり方について」を、小委員会からご報告いただけるということ

で、委員の皆様方のご議論をお願いするものでございます。

また、報告案件といたしまして「国際文化公園都市地区地区計画等の取り組みについて」と「水と緑の健康都市地区地区計画等の取り組みについて」、さらに付議案件といたしまして「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」の3案件につきまして、ご審議いただく予定でございます。

「国際文化公園都市地区地区計画等の取り組みについて」及び「水と緑の健康都市地区地区計画等の取り組みについて」は、両地区における現在のまちづくりの取り組み状況及び今後のまちづくりの取り組み方針を報告させていただくものであり、「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」は、生産緑地法第14条に基づく制限解除に伴う生産緑地地区の廃止及び区域変更について、ご審議いただくものでございます。

委員の皆様方におかれましては、どうかそれぞれのお立場から、慎重かつ活発なご審議をお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。

増田会長

ありがとうございました。

ただいま、市長さんのご挨拶にもありましたように、本日は、3つの報告案件と、1つの付議案件でございます。

まず、小委員会で鋭意活発に議論いただきまして、「これからの都市計画道路のあり方について」の中間報告をまずいただきたいと思ひます。

続きまして、市からの報告案件といたしまして「国際文化公園都市地区地区計画等の取り組みについて」、「水と緑の

健康都市地区地区計画等の取り組みについて」の2件の報告案件がございます。

最後に、付議案件といたしまして「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」の4案件についてご審議いただく予定でございます。

概ね午後4時00分を目途に終了したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、市長さんから付議及び報告をお受けしたいと存じます。市長さん、よろしくお願いいたします。

市長が会長の前へ進み、
付議、報告書を読み上げる。

(付議書及び報告書受領)

増田会長

事務局より追加資料があるということです。

事務局(岡本)

それでは、追加資料の確認をさせていただきます。本日は、すでにお配りしております議案書、資料の他に、皆様のお席の上に2組の資料を配付しております。1つめは、案件1に関しまして、都市計画道路見直し検討小委員会の議事録、3枚ものでございます。もう一組は、案件3に関しまして、水緑事業にかかる大阪府の姿勢についての資料、2枚ものでございます。

増田会長

それでは、最初に小委員会からの報告といたしまして「これからの都市計画道路のあり方について」を議題といたします。

新田座長より説明をお願いします。

案件1 これからの都市計画道路のあり方について【報告】

新田委員

<取り組みの大枠を説明>

詳細につきましては、小委員会の事務局から報告させていただきます。

小委員会事務局

<案件説明>

新田委員

私も今初めて(アンケート返送状況を)聞いたところ、960の予想が1,350ということで、関心の高さが伺えると、喜んでおります。

それから、先程もありましたけれども、行政施策に係るような施策が満足度と重要度の軸で出ておりましたけれども、道路交通及び公共交通が非常に満足度が低いと、それから重要度は高い、重要度も低かったら問題ないのですが、今回のこういう検討は非常に重要なと、思っております。それを付け加えて終わりにしたいと思います。

増田会長

どうもありがとうございました。ただいま小委員会のほうから中間報告をいただきましたけれども、この報告に関しまして、まずは質問でも結構ですし、ご提案でも結構ですから、時間を取りたいと思いますから、積極的なご意見ご提案なりいただければと思います、いかがでしょうか。

今日特に新田座長さんからは見直しの方針的なところについてご意見をいただければというようなことがございましたけれども。

特別ございませんか、いかがでしょうか。はい、垣内委員どうぞ。

垣内委員

今回未着手路線ということで5路線があると、これについて検討をして一定

の結論を出していこうということだと思わんですが、廃止できるものは廃止していこうということだと思わんですけれども、中でも特に私は桜井石橋線と瀬川新稲線の扱いは非常に難しいなと感じております。

この地域は特に箕面市の中でも人口が集中していると、従って空閑地が少ないというのが実状であるわけなんですが、特に桜井石橋線につきましては、現状は駅から瀬川、石橋に通ずる道路の幅員が非常に狭い、人と車が混在して非常に危険にあるという風に思います。

瀬川新稲線につきましては、171 から中央線に出ようと思いますと、阿比太橋を渡って、突き当たって、折れて、曲がって、という形で中央線に通ずる、こんな状況の中にあるわけですね。

そうした中で、先程説明がありました、17 ページのこれからのあり方というところに右側に 10 項目ほど挙がっているのですが、上から順番に優先ということではないと思うのですが、上の方に環境、景観が出ております。そして防災が下から 2 番目のところに書いてあります。

箕面市は環境とか景観というのは決して悪くない、非常に良好だと、全体的に、感じております。その中で今後の都市づくりにつきましては防災という視点が非常に重要になってくるのではないかと感じております。こういうことから、2 路線のうち特に防災に関して問題がある部分が手つかずになっているということが言えると思います。今後の検討においては防災という視点にウエイトを置くという考え方はどうかということ、1 点と、そうはいつても、これらの路線を整備しようとする、非常に多額の費用と労力、時間がかかるというこ

とになり、極めて困難な状況であるということが現実問題があると理解していますが、仮にこの路線を変更案として一部区間を廃止するか幅員を小さくするかこういうことをした場合に、地域防災の観点から公開空地であるとか空閑地の確保を進めるといった考え方を示していけるのかどうか、その 2 点について伺いたいと思います。

増田会長

いかがでしょう。まだ具体的路線の機能評価というところまではまだ進んでいないわけですね。今のご意見で、何か座長さんございますかね。

新田委員

おっしゃった防災空間の確保というのは極めて重要でありまして、阪神淡路大震災のときの倒壊状況を見ましても、幅員別に色々調べたデータがあるんですが 12m 以上の道路ですとほとんど支障がなかったのですが、それ以下ですと倒壊等によって、まあ、沿道がきっちりしておれば別ですが、そういうデータもあります。

都市計画道路の要件としては当然幅員が非常に重要になってきますから、おっしゃった点も踏まえて色々考えていきたいと思います。

ただ今年度は個別道路をどうのこうのという話はせずに、おっしゃったような防災機能の確保が非常に重要ですかその辺はきっちり入れておくとか、色々評価項目ですね、それからどういうレベルが必要かとか、重要度、ウエイトを付けるとなると画一的には無理なので地域別のウエイトとかも色々考えられるかと思っておりますので、その辺のことも色々考えていきたいと思っております。

増田会長

ありがとうございます。よろしいでし

ようか、他いかがでしょうか。舟橋委員どうぞ。

舟橋委員

今のご指摘に若干関係すると思いますが、今回の見直しが「都市計画道路」の見直しであったり、「道路網」であったり、「各幹線街路」の見直しであったりと、見直し対象が何かということで、成果物というか、どこの路線をやめるとかやめないとかそういう話なのかという、ちょっとイメージがはっきりしないなあと。全部できればできるだけ幅広くできればもちろんいいんでしょうけれど、今の防災問題にしましても、沿道の建物の状況がどうかというところまで手を広げて考えるのか、それとも幹線だけなのか、それ以外の一般の道路というか、都計道路であっても幹線でないものとか都計道路でないものを含めて防災という観点まで検討されるのか、というあたりを整理しておかないと、いくらでも広がっていくというおそれを持ちました。

それと同時に、アンケートにもありましたが、例えば街路樹を植えるとか、緑を増やすとか、バリアフリーにするとかそういう話を今回成果として、目標として議論されようとしているのか、もう少しハードな道路そのものの問題というところに絞られるのかという辺りが、アンケートの項目も含めまして若干イメージがはっきりしない。広げれば広げるほどいいのはわかっているのですが。

増田会長

これは確か、小委員会を設置する時に、具体的検討対象範囲みたいなやつは、ある程度この審議会の中で議論されて、していると思うのですが、それはどうします、事務局の方から少し、小委員会を設置するときどういう目的で小

委員会を設置したかという検討対象範囲は確かここで議論して、お願いしたと思うのですが。

市（大森課長）

増田会長のご指摘の件についてですが、前段で考え方を整理して小委員会をお願いしたということで、基本的には、都市計画道路の中の、対象は幹線街路という位置付けの道路についてどうするか、あくまでも都市計画道路の中でという考えでいくと。

それとあくまでも大阪府さんが大きな柱、指針をもってございますので、それと十分整合させる中で、進めていくと。但し、その中で今回一番大事なのは、算面としての特徴をどう評価の中で付加させていくということでありませう。

増田会長

確かここでその辺の話をお願いして、ということだったと思うのですが。座長さんいかがですか。

新田委員

そういうことで理解していますが、ちょっと補足しますと、舟橋委員がおっしゃった防災空間の確保にしろ、未着手路線だけを考えてもだめなんで、もしそこが無理だったら代替機能をどこで確保するかとなると一般道と違いますかそれ以外の道路も含めて考えないといけませんから、検討には関連道路も入ってくるということです。

それから、都市計画道路網の見直しといったときに、ネットワークと断面がありますが、おっしゃった景観とか緑とバリアフリー、それはまさに道路構造に係ってくる部分として、それも検討の中に具体には入ってくるかと思えます。

具体的にいうと植栽をどのくらいとったらいいかとか、それには歩道のある部分縮めないといけないケースもある。

そうしたらここには緑は要らない、歩道を拡げた方がいいとか、自転車を通した方がいいとか、というような話もできますし、それからバリアフリーも今は基本構想に基づいて事業が進んでおりますけれども、ああいう事業をどんどん進めていくということでも関連すると思えます。

増田会長

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。牧野委員どうぞ。

牧野委員

今防災空間の話が出ておりましたが、箕面市のほうでは防災まちづくり計画を策定して地区別防災カルテというのを作っておりますので、まだそれは完成品ではないというか、地域のいろんな諸事情を加味してということになっていきますので、その中でも、かなり西部地域については道路が狭くて非常に危険であるという、かなり危険度の高いところが多々ありますので、是非具体の検討に入られるときには、その辺りもデータとして是非加味していただきたいと思えます。

それと箕面市の道路網、阪急バス路線も出ておりますけれども、元々箕面市の都市の構造ができあがるときには、ベッドタウンとして、住宅地、そして通勤通学のために最寄りの駅に出るバス路線ということで道路網が整備されていったのではないかという風に思われますので、これから10年後、4人に1人が高齢者になる時代を迎える訳で、その時には、通勤通学だけではなくて、市内を市民が自由に動けるような道路、公共交通のソフト面のシステム作りが急がれると思えますので、今、交通の問題については別の検討会議が持たれようとしているということですので、是非併せ

て、ハードの整備だけではなくて、その辺のソフトのシステム作りと併せて検討していただきたいということを申ししておきます。

増田会長

何かコメントございますか。

新田委員

おっしゃった通りなんですけど、小委員会の範囲を超えているところが、例えば小委員会ですと都市計画道路をベースにハード整備のあり方を中心に考えるのですが、どうしてもここは拡幅が難しいという道路が出てくると思います。そういったときには避難時においては車は絶対使わないとか、そういったソフト面の避難のあり方も併せて検討することが必要になりますけれども、それはこの小委員会を超えた話なので、課題としては提起したいと思えますけれども、ご理解していただきたい。

それから、先程の公共交通サービスのあり方もまさにそうで、基盤は道路なんですけれども、その辺はどこかできっちりやっていたきたいと、お願いしたいと思えます。

増田会長

私もそれに関連して、16ページの5番目に都市計画道路網等の課題で、先程ご指摘いただいたような内容を大きく捉えていただいているわけですね、交通弱者に対する考え方であるとか。

この中で少し抜けているのかなというのは牧野委員の発言と私もその通りだと思うのですが内々交通が、例えば東部地域と西部地域の内々交通とか、東部と中部との内々交通が増えていて、市内流動みたいなやつがだいぶ増えていましてというのがデータにあって、これから少し内々での動きが活性化するような課題がひょっとしたらこの言葉の中で

ないのかなと、鉄道とバスとの連携であるとか、というのはあるんですけど、もしもまだこの辺りは大きな交通政策的な視点で書かれてますので、ありましたらその辺も少し補完していただければなと思いました。

新田委員

わかりました。

増田会長

他いかがでしょうか。小林委員どうぞ。

小林委員

今、一般の道路との関連についてのご質問ですが、座長さんが関連について検討しますということですので、私も是非その点はお願いしたいと思っています。

先程具体的な道路の名称がありましたけれども、例えば芝如意谷線との関連も、萱野東西線で赤い部分が8ページに載っていますけれども、この周辺でいいますと非常に細街路、細かい道路がございまして、これを途中までいってる萱野東西線を進捗するかどうするかで随分変わって参りますので、そういう点で是非関連道路についてもご検討お願いしたいと思います。

それからもう1点、お伺いというか確認しておきたいことは、道路と人口は非常に密接というかベースになってくると思うのですがけれども、先程の説明いただきましたのでは27年に16万人を想定してですね、新しいニュータウンの部分を含めての推計をされてましたけれども、これからはこれをベースにして考えていくということで考えておられるのでしょうか。

増田会長

1点目はご意見ということで、2点目の確認は、はい。

新田委員

これは事務局の方で。

市（大森課長）

今、人口のお話が出ました。第4次総合計画の計画書の中にこの言葉が書かれているということですが、但しあくまでも予測ということで、特に人口推計についてはコーホート要因法というやり方でやってございます。

具体的に申しますと、自然動態は箕面市の場合も徐々に増加するけれども、社会動態であります転出の増がそれを上回ってくるという、具体的な話がございします。その中で平成24年(2012年)ぐらいをピークになってきます。その後減っていくわけですがけれども、その中で2015年、平成27年でございしますけれども、ここにつきましては、先程の新市街地の人口増を踏まえても約16万人位が見込まれるであろうと、推計されたものがございましたので、今回、大きく人口の動向ということをつまえますと、そのような形で記述させていただいております。

増田会長

よろしいですか。では森岡委員どうぞ。

森岡委員

アンケートについてちょっとお答えというか確認させていただきたいのですが、非常に関心が高いという数字を説明していただいたのですが、このアンケートをいわゆる賛否を採るアンケートという感覚ではなく、どういう答えが出てくるかまだわかりませんが、先程座長或いは牧野委員からもありましたけれども、これからの交通のあり方みたいなものを踏まえて、数の上で多いからこうしたんだということではなくて、まさに小委員会を設けていただいたわけですから、各専門の方々のご意見を十分、アンケートを踏まえていただくこと

は必要なんですけど、アンケートを踏まえた上で専門の分野からの検討をお願いしたい、その辺の方針をちょっと聞かせていただきたい。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。

新田委員

おっしゃるとおりでして、アンケートの内容はかなりアバウトな方向性を聞いております。

特に 24 ページなんか問 9 は都計道路の見直しをする際にどういう配慮が必要か、という項目を分けて聞いていますけど、我々として意識したいのは、一定の地区別の差異が出てくるかもしれないと思っております。重要というのは現在も一定満足されているから重要でないということも出てくる訳で、どういったらいいのか、なかなか難しいですが、いずれにせよ、それぞれ重要な項目なんですけれども、ある地域ではこの項目のウエイトが低かったり、この項目が高かったり、その辺を見ながら次の道路の機能の方を考えたいですね。

ですから専門性は次の段階で細かく入ってきます。

増田会長

せっかく小委員会のメンバーの先生方出ていただいていますので、何か少しご意見なり、コメントございましたらわざわざ来ていただいているのに、いかがでしょうか。山内先生、澤木先生、小寺先生、高橋先生、特別ございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

先程の質疑と対応の関係でも何かございませんでしょうか。

特別よろしいでしょうか。

小委員会委員

はい。

増田会長

そしたら時間もあれですので、もう 1 名先程手を挙げていただいた方がいらっしまったと思いますので、舟橋委員ですかね、先程手を挙げていただいたのは、これを最後でこの案件を前に進めたいと思います。

舟橋委員

もう時間もったいないのでいいです。

増田会長

よろしいですか。そしたら今後のスケジュールに関しましては今日最初にご報告いただきましたように、この委員会で第 3 回、第 4 回というのが今年度に予定されておりますけれども、この第 3 回、第 4 回に適切にまた報告をいただくというご理解でよろしいでしょうか。

小委員会の方は非常に精力的に回数を重ねていただいておりますけれども、この会議でもまだ何回かご報告いただく回数がございますので、また意見交換をしていきたいと思っております。

どうもありがとうございます。特に、小委員会に参加いただいている臨時委員の先生方にはご足労いただきましてどうもありがとうございました。ここで退席されるとのことでございます、どうもありがとうございました。

そしたら、続きまして報告案件が 2 件ございます。「国際文化公園都市地区地区計画等の取り組みについて」と「水と緑の健康都市地区地区計画等の取り組みについて」を議題といたします。これも報告案件でございます、よろしく願います。

案件 2 国際文化公園都市地区地区計画の取り組みについて【報告】

市（小谷課長補佐）＜説明＞

増田会長

どうもありがとうございます。第2案件でございます。従来まで地区計画の方針だけしか決まっておりましたが、事業化の目処が立ってきたエントランス部分について地区整備計画をこれから定めていこうということの報告案件でございます。

この案件に関しまして、ご意見、ご質問などございましたらいかがでしょうか。はい、舟橋委員どうぞ。

舟橋委員

意見がひとつと質問が二つですが、まず簡単な方で質問ですが、33ページには、下の方ですが「まちなみ」という言葉使いと「景観形成」という言葉使いが意識的にか無意識的にか使い分けておられるようですが、ここの異同、違いがあるならば違いを、同じことであれば同じです、で結構ですが。一般住宅地の方に「まちなみ」という言葉を使って、施設導入地区の方には「景観形成」というのは意図的に、何かお考えがあるのかなというのが質問の意図です。

もう一つは、34ページに施設導入地区で「戸建住宅の制限」という項目で、説明の中では「低層住宅」と書いておられますが、これは非常に違うので、どちらかはっきりさせておく方が、まあこれから具体化されると思いますけれども、以上が質問です。

意見ですけれど、31ページにこの取り組み経過のところ、地権者の方、関係する行政体等が色々検討されて、という風書いてありますが、特にこういう重視されております彩都のエントランスエリアのまちづくりとか景観形成でしょうか、そういうときには市民の皆さんのご意向というのはど

んな風に関係するのかなと。

ここでは特にそういう意志決定のプロセスにおいて地権者という風な言葉遣いは再々出てくるのですが、それはそれで決して無視できないのですけれども、それだけでいいのかなというのが私の意見です。以上です。

増田会長

最初の、ご質問の2点につきましてはいかがでしょうか事務局の方。

市（小谷課長補佐）

ご質問について説明いたします。特に「景観形成」と「まちなみ」という言葉の使い分け、言葉としては変わっておりますけれども、特に意識的なものではありません。

「まちなみ」という言葉にしたときに、戸建て住宅の家並みがまちなみ、というイメージがあったので、特に意識はしておりません。

それからですね、施設導入地区で「戸建住宅の排除」「低層住宅」という言葉の問題なんですけれども、本日の資料はイメージがわかりやすいようにということで、法律用語じゃなくて、一般的に使われる言葉を主に使っております。

地権者の方にも前段ではこういう説明が必要かと思っています。

実際に地区計画の書式に基づいた資料を作りますときには、法律に基づいた用語を使いますので、具体的にいいますと、一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅というような法律用語で説明させていただくつもりですので、例えば一戸建ての住宅であれば2階建て、3階建てもあり得るということで、ある意味低層かなということで、わかりやすく低層住宅という言葉を使わせていただきました。

増田会長

もう一点、ご意見に対しては、何かコ

メントございますでしょうか。こういう景観形成を考えていく、あるいは地区整備計画を考えていく中で、地権者並びに関係行政、プラス市民の総意みたいなやつがいるのではないかというご意見ですが、その辺についてはいかがでしょうか。

市（小谷課長補佐）

手続きとしましては、まず地権者の意見集約を現在やっております。それが終わった段階で手続き縦覧、地区計画にかかる縦覧がある関係で、その手続きを行った後、市民に対する説明会、縦覧関係ですね、これは法律に基づいた手続きは、併せて進めたいと思います。

増田会長

よろしいでしょうか、そういう形で、縦覧、公告、説明会ということで一般市民もご意見を伺う機会があるということですね。はい、舟橋委員いかがですか。

舟橋委員

それはそうだろうと思いますが、私が申し上げたいのは、いつもそうなんですけど、もっと早い段階で意見が集約、集約とはいいいませんが交換できるような場を作った方が、これからはいいんじゃないか、という意見です。

増田会長

なるほど、わかりました。ではご意見ということでお伺いしとくとということにいたします。

他いかがでしょうか、この案件に関しまして。はい、牧野委員どうぞ。

牧野委員

質問と意見になるんですけども、最初高度地区として第3種の高度地区を指定したところを、まず第1種の高度地区を決めて、今度新たにエントランスゾーンを決めるということなんですけど、この第1種の高度地区を指定されたと

きに、こういう戸建ての低層の住宅地のイメージなんですけれども、今後、高さをどの辺りに決めるのかというところの判断の根拠としてどういう風に考えておられるか。

今まで高度地区を決めるときの既に市街地化しているところは既に建物があるわけですので、例えば低層の隣に境としてワンランクだけじゃなくてツーランクも高いものが建つということもあり得た訳ですけれども、白紙からのスタートで、襟を決めるわけですから、これはひとつ大きな最初に決めるときに何を基準にして、低層戸建て住宅を第3種高度地区の中でここは低層住宅にするんだよという風に決めて、その横にエントランスゾーンですのでね、道路は確か12m幅と8m幅なんですけれども、例えばその後ろに景観を活かしたまちなみであるとか、1種低層住宅地として売り出す時の条件があるわけですけれども、そこに高度な高さのものが建つわけですから、南側或いは西側の人たちにとってその山並みがどうなのかということも含めて、どういう風にその条件を考えておられるのか、ご意見あったら聞かせていただきたいのですけれども。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。

市（大森課長）

今牧野委員からのご指摘でございますが、暫定で今回第3種という形で、それ以外は1低専（第1種低層住居専用地域）につきましては、この折りも第1種の高度で定めてございます。そして今回35ページの色塗りでもございますように、それとその凡例でございますように、茨木箕面丘陵線という沿道沿いのところについて施設導入地区と。ここについては暫定の3種がかかっていた、これ

に対して今回きちっと見直していこうという作業でございます。

具体的に、この土地利用計画というのは今もUR、公団ですね、公団が事業主体としてやっているこの内容は土地利用としては計画として今変わっておりません。その中で、用途地域でいいますとその沿道沿いは2種住居という用途でございます。当初から土地利用の中で相当高いものも建てられる状況、若しくは土地利用を誘導していくそういうエリアであったわけでございます。ただしながら今回暫定で敢えて15年10月に都市計画決定したのは、公団さんが以前も申しましたように、15年の2月ぐらいに再評価をする中で事業計画の見直しを行っていく、という話もございましたので、とりあえず1低専以外は暫定で押さえておくということでございましたが、先程説明にもありましたように、あと2、3年で土地利用も始まってくるとなりますと、市としてもしっかりと今の土地利用計画の上で押さえていかなあかんということで、敢えてエリアを限定して、今回都市計画で地区計画を定めながら良好な住環境を保全していこうと、そういう趣旨でございますので。

ただ今回の暫定の施設導入地区を今回、どういう形の高度地区を設定するかということにつきましても、地権者との話し合いもしながら、我々としても考え方としては、2種住居であるということもでございます、そして幹線道路沿いであるということもでございます。そういうなかでは横の一般住宅地とのバッファ、緩衝的なことも配慮しながら決めていきたいと考えております。

増田会長

はい、牧野委員どうぞ。

牧野委員

今集まって、何回もこれを読ませていただきますと、申し出された地権者の11名の方が、回数を中心に重ねてまちづくりの勉強会をされて、ルール作りをしておられるということで、それは尊重したいと思うんですけど、ただ舟橋委員がおっしゃったように、やはりそこだけではなくて、周辺の様々な環境の整合性というんですか、そこあまりかけ離れたようなことをするのは、箕面市のまちづくりの考え方からしてどうかと思いますので、第1種高度地区の場合にそこを通る道路の沿道に指定されるのはだいたい第2種の高度地区という風に指定してますので、それをワンランクもツーランクもあげたような、ここは住宅地にするっていったおきながら全くそれと相応しくないような高度地区になるってというのはどうかと思いますので、その辺周辺への配慮を十分していただきたいし、できたら地権者だけではなくて市民の声を反映させられるような場を設けてほしいなと思います、以上です。

増田会長

はい、はいどうぞ。

市（武藤専任参事）

若干補足説明になろうかと思えますけど、誤解があったらいけないので、エントランスゾーンの11名の方だけで決められているというように誤解があったらあかんの。

今現在、地区整備計画を定めるにあたりまして、そこだけではなくて、国文地域の中で箕面市域に土地を持っている地権者に対して、ご意見、こういうことで進めていこうと考えていると、そういう方にご案内を申し上げまして、それが約120名の方おられます。そういった方にもこういう形で進んで、提案を受けて、ご意見、ご意向を伺っております。

だから、ここの方だけではない、ということをおっしゃりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

増田会長

それともう一点ですけれどもですね、先程この1地区ずつ市民意見をどうするんだという話ですけれども、この審議会そのものがここで審議をしている、過度な私権制限になっていないかという話と、全体的な公共の福祉に対して反していないかということをおここで審議をしていて、これがまさに市民参画型といひますか、P Iをやっている場であるわけですね。

それと同時に公告、縦覧という手続きを都市計画というのは必ずしますので、そこで意見を反映していくと。

それが法的手続き上、或いは今我々が審議をしているやり方の中でのP Iの仕組みなんですね。これが保障されているということがまず大きくあるということですね。

従って例えば11人の地権者だけが無理矢理こんな用途地域にしてほしい、こんな高さ、高度地区にしてほしいという形で、それですべてが決まるということではないということですね。

それは十分ご理解いただいた方がいひと思います。そのために、ここに都市計画審議会というのがある公募市民も入られ、議員が入られ、学経者が入られ、或いは関係行政の方も入られということ、一番見識ある議論をおここでしていくということだと思ひますので、ということがひとつ大きな原則がそういうことだと思ひます。

審議会の役割としての補足を会長としてさせていただけました。

他ご意見よろしいでしょうか、この案

件に關しましては。

それならこの案件に關しましては、これから具体的な数値目標なり高度地区、どの高度地区を選択するかということがこれからご検討されるということをおございますので、次は公告、縦覧ご審議に挙がってくるというような理解でよろしいですかね。ありがとうございます。

それなら第3の議案でおございます、水と緑の健康都市地区地区計画等の取り組みについてを議題といたします。これも報告案件でおございます。市より説明をお願ひしたいと思ひます。

案件3 水と緑の健康都市地区地区計画の取り組みについて【報告】

市（小谷課長補佐）＜説明＞

増田会長

ありがとうございます。ただいまの報告案件に關しまして、いかがでしょうか、質問なりご意見でも結構ですが、いかがでしょうか。

だいぶ全体像というか、1期のエリアが特に、その姿が明らかになってきたという感じですがけれども、特別ございませんでしょうか。

はい、牧野委員どうぞ。

牧野委員

1点だけちょっと確認させていただきたいのですが、前回の審議会の時に、ちょうど余野川ダムの中止が決定されたことを受けまして、この会としても意見を付して大阪府の方に返したと、いうことでしたけれども、それがどういう風に扱われて、先程ちょっと市長の挨拶の中には触れられていたんですが、具体的

にはどういうプロセスを経て、その意見はどう扱われたのかということをお聞きしたいんですが。

増田会長

これは事務局にお聞きしたらよろしいでしょうかね。

市（大森課長）

はい、せんだって7月1日に、市の都市計画審議会に対しまして箕面市長から意見照会をさせてもらって、その折りに「住宅市街地の開発整備の方針の変更について」というところで附帯意見を都市計画審議会として出していただきまして、箕面市としては、それを受けまして、その内容を大阪府に対して、こういう意見ですということで附帯意見を出しました。

そしてその後、大阪府さんとしては、8月1日の府の都市計画審議会において、この水と緑の健康都市地区について、箕面市の方から配慮事項が記載されている旨の説明がございました。その府の都市計画審議会での議論につきましては質疑はなかったということでございます。

そうした中で、我々箕面市としても事務的には内容を確認したいということで、事務局である府の総合計画課と話をさせてもらいまして、総合計画課の見解といたしましては、今回の整備の方針については、特に重点地区の整備又は開発の目標というところでございますが、これについては長期的な視点に立った目標であるということ、また一方では国土交通省より今回の余野川ダムについては当面実施していかないという旨の方針が出されたことから、今後国と協議を行うということになってございます。

そして、このために、今回の目標につきましては、一部エイジレスタウンとい

う言葉は消えましたけれども、そういうところ一部を除いて今回は変更は行わないという結論を導いた、ということでございます。

増田会長

よろしいでしょうか。はい、小林委員どうぞ。

小林委員

同じような質問になるんですけども、私は前回7月1日の審議会での附帯意見は非常に重要だと考えています。ところがあまりその言葉も活かされていないと今ご発言があったわけですけども、やっぱり市として附帯意見にどう誠実であるのかというのは是非検討をお願いしたいと思います。

あのときも即座にどなたかが名称変更をしたらいいと考えていますというお話がありましたけれども、そうじゃなくて本当にどう受け止めていくのかというのがご検討をお願いしたいと思っておりますのと、それから今、ダム湖用地の利用問題で、当局で、市の方で庁内プロジェクトも発足しているというお話がありましたけれども、利活用の問題についてどのようなことが検討されておりますのか、その辺だけお聞きしておきたいと思います。

増田会長

はい、いかがでしょうか、今のご質問に関しまして。ダム湖跡地なりダム湖の利活用の庁内検討がスタートしているのかどうかということですけども。

市（武藤専任参事）

ダム湖用地、当面実施されないことによって、一体的に整備される水緑の環境の一部分が水辺空間がなくなるということでございますので、当面実施されない間、ダム湖用地の利用に関して、現況の北山川とか、これに流入する沢水等々

を含めまして、従前から残る山林を活かした里山緑地などをダム湖に変わる魅力づくりを、庁内的に、特に関係するみどり、公園ですね、それから道路、ダム湖の中に道路も入ってますので、市道が認定されてます、それから窓口である彩都・水緑・桜井再整備の担当と、それから政策企画も入りまして、プロジェクトを組みまして、まちの魅力づくりについての検討を行っております。

9月に第1回をやりまして、府も同じように調整池という部分が必要となってきますので、その部分をどう取り扱うか検討もなされてますので、お互いに府市連携して、また地元も含めて今後一体となって検討して参りたいということで、現段階ではまず情報提供して、こういう状況になっていると、プロジェクトの会議の中では、こうなっていると認識してもらところで終わっておる段階でございます。

増田会長

はい、小林委員どうぞ。

小林委員

庁内プロジェクトってだけなのか、いわゆる庁内的なプロジェクトなのか、それとも大阪府との共同のプロジェクトチームなのか、或いは地元も入れたプロジェクトチームを作っちゃるのか、組織的にどのようになさっちゃるんでしょうか。

市（武藤専任参事）

まず庁内として、プロジェクトという要綱とかは設置しておりませんが、まずはワーキングという形で関係課長級集まって協議をしております。

そういった中で固まった段階で府と協議していきたいということです。そして段々ピラミッド型で山を上げていきたいという考え方をしております。

小林委員

その辺もその都度報告していただけたらと思うんですけども、併せて報告伺うということだけでとどめておきたいと思いますが、知事のプレス発表では「中止する考えはない」とかなり断定的におっしゃってますけど、是非市としては、それがいいのかどうかについてはご検討お願いしたいということだけちょっと意見添えておきたいと思います。

増田会長

はい、最後のは意見ということで、よろしくお願ひしたいと思います。はい、新田委員どうぞ。

新田委員

2点質問があるんですけど、利水ですね、この計画用地に住まわれる人口約1万人の人の水はどうなっていましたですかね、それと今回でそれがどうなるかということと、それからPFI事業が、先程のスケジュールでは平成17年度から事業実施されているように書いてあるのですがどういう状況かということをお聞きしたい。

市（武藤専任参事）

1点目の利水のお話でございますが、大阪府の方では平成19年度の春に423バイパスの供用開始とか一部保留宅地の分譲開始とかいっておられます。そうすると水はどうなるのかというご質問でございますが、利水については正式に撤退はしてないのですが、府営水の方が豊能から一部供給開始の目処があるんですが、細かい話になるんですが、その間の19年に間に合うかがどうかが水道の話になってくるんですが、豊能町の方に水があるということで、隣接する豊能の方から暫定給水、若しくは、府営水が間に合えばそこから供給、という形で利水についてはダムの水は使わないという

ことを聞いております。

それから2点目のPFI事業の話なんですけれども、今後の状況という話になるかと思うんですけども、平成17年の6月に事業者が確定、選考委員会が始められて1社決まりました。それが大林グループでございます。大林組の何社か、5社集まって大林グループで、基本協定、仮契約、この10月の府議会で上程されまして府議会の議決を経て本契約という運びになってございます。

事業年度はBOT方式になってまして、建設、運営・管理という形で、維持管理も含めた事業となっております、平成27年まで維持管理も含めた事業を進めていくということをお聞きしておりますのでよろしくお願い致します。

増田会長

よろしいですか、はい、他いかがでしょうか、森岡委員どうぞ。

森岡委員

私さっきちょっと聞き漏らしたのかもしれませんけど、第1区域、第2区域、第3区域という風に設定されておりますが、これの大体のタイムスケジュールはどういう風になっているのかということと、それらが実施される時に、生活の公共公益的なサービス、第1区域でセンター地区を設定されておりますね、そういったことで本当に運営ができて行くのかどうか、その辺はどういう風にお考えなんでしょうか。

増田会長

はい、事務局のほういかがでしょうか。

市（武藤専任参事）

第1区域、第2区域のスケジュールであろうと思いますが、第1区域は今説明させていただいた部分でございまして、

けると思うんですが、第2区域は大規模地主の仮換地指定している部分でして、その部分については今後の開発の社会状況とかですね、民間開発に近い2次開発になるかと思っておりますので、民間の開発業者の2次開発の社会状況とかですね、民間レベルでの経済活動による状況を踏まえた中で開発が進められていくということは一方では考えられるということなんですけど、第1区域の小中一貫校とか里山づくり、それから魅力あるまちづくりを大阪府さんと一緒にやっていってる訳なんですけれども、そこで人口定着に魅力あるような張り付き、小中一貫校もそうですけども、そういった取り組みをしますんで、2次開発がやはりトリガーというか引き金となって開発を促進するような形で協議は進められていると聞いてますけど、時期的にいうとその辺は今のところわかっていないということでございます。

増田会長

もうお一人手が挙がっていたと思うのですが。

森岡委員

あの、いいですか。お聞きしたかったのは第2区域がそうやって時間的な設定ができないんですね。第1より多い戸数が予定されているというときに、公共公益サービスが第2区域でも設定しなければいけないのではないかと、場合によってはね、或いは第1区域の中での公共公益サービスを第2区域で見ているのであれば、その時間的なもの持ちこたえることができますかということをお聞きしたかったのですが。

市（伊藤次長）

第1区域の中のセンター地区ですが、これの建物の建設及び管理運営が、PFI事業で行われておりまして、年度ごと

にまちが成熟していく中で、P F I 事業者がセンター地区の施設の中身を順次充実させていくと、そういう流れになるのかなと聞いております。

P F I 事業者としましては、平成 19 年の春、基本的にまち開きということで保留地の分譲等が開始されますので、それに併せまして平成 27 年、今から 10 年間でですね、維持管理・運営を P F I 事業者がやっていくということですから、その辺は大阪府の方もスムーズにいけると判断しております。

増田会長

よろしいでしょうか、もうおひとかた、前川委員どうぞ。

前川委員

ちょっと第 2 名神のことを伺いたいですけど。第 2 名神、8 月にも愛称募集なんかをやってまして、かなり進むような、ホームページにも進むような話も出ていたんですけど、一昨日、大阪府議会で太田知事も水と緑の計画自体、北摂地区の交通網の整備だというような発言もされていまして。最近の第 2 名神の動き、最新の動きを教えてくださいなのですが。

市（伊藤次長）

第 2 名神自動車道につきましては、去る 10 月 1 日に民営化されております。

今の事務的な動きでございますが、現在インターチェンジを含めた都市計画決定の変更に向けまして、関係各課との下協議をされているところです。

なお、西日本高速道路株式会社の目標としましては、今後 10 年以内に西日本範囲の第 2 名神自動車道の完成を目指しがんばっていくということ聞いておりますので、以上でございます。

増田会長

よろしいでしょうか、他いかがでしょ

う。田代委員どうぞ。

田代委員

今の第 2 名神に付随して 7 ページの方の地区計画の目標の中にもうたっておりますけれども、第 2 名神自動車道や国道 423 号バイパスが整備されることは交通利便性の高い地域となることが見込まれているとうたっておりますけれども、これに関して、423 バイパス、トンネルですよ、これが料金設定のところをだいたい 600 円とかいう話は聞いておりますが、そこらへんの部分がどうなのか、それによって利便性はこの地域の方々が利用されるのかどうか、その料金設定の問題は変動あるのかどうかされるのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいのですが。

増田会長

はい、いかがですか。

市（山崎専任副理事）

423 号バイパスにつきましては、19 年春に供用予定していると聞いています。今お話のありました料金につきましては、先生おっしゃったように普通自動車につきましては 600 円ということで国の認可を受けているという状況でございます。

ただ料金問題につきましては、私ども沿線市町と一緒に促進協議会という団体を作っております、道路の整備、或いは利用しやすい道路づくりということで働きかけを進めているんですけども、その中の要望の際に 600 円という料金について、それが利用者にとって安いほうが望ましいという形で意見を述べさせていただいているという状況でございます、ただ一度認可をいただくときに色々分析いたしまして、将来交通量、それに伴う収支採算、それを経て国の方が認可した料金体系でございます

ので、なかなか簡単に変えることは難しいということをお大阪府の方から聞いている状況でございます。

ただ有料道路につきましては、いろんな形で料金体系見直しとかいうところもございまして、地元の意見という形で、促進協議会等通じまして問題提起はしていきたいと考えております。

田代委員

その料金設定に関してですけれども、住民が水緑健康都市に張り付いた場合に現実問題としてこの 600 円が妥当なのかどうか、収支の関連を考えて国の方は認めたということですが、やはり現実生活の中では 600 円というのは非常に厳しい状況だと思うんですね。そうなったときに、やはりそのバイパスが活用されるかどうか、かえって収支が合わなくなるのではないかと、そういう風に見込まれる可能性はあると思うんですが、そこら辺のことをしっかりと議論を交わして今後の対策を考える必要があるんじゃないかと考えるんですが、そこら辺もう一度、どういう方向性を考えていくのか、お聞かせいただけますか。

市（芝山部長）

今説明いたしましたように、利用者からするとただが一番いいわけでございますが、当然、水と緑の健康都市だけではなく、この水と緑の健康都市が持つ性格は、その中にあります東西線の道路、この道路が完成することによって豊能との広域的な流れも潤滑に回ってくると。ときわ台の方からも、当然このトンネルを使って、御堂筋を使って行きますと、早く大阪市内に入れるというような、利便性がかなり向上する地域でございます。

そんな中で、先程説明のあった 600 円につきましては、道路としての収支採算

の面からはじき出した数字が 600 円でございますが、住民の方の生活する上においてのある意味では「耐えられる金額はどうか」という視点で出された金額ではないというようにまず理解をしていただきたい、このように思うんです。

そんな中で、我々利用者側として、道路側の採算からすると 600 円ですけれども、利用者側からするとできるだけ安い方がいいということでございまして、その一つの調整、せめぎ合いという部分について、先程説明いたしましたように、今後の調整課題だなというように認識をしてございまして、例えば池田市の阪神高速も当初 700 円でございますけれども、池田市内の神田までの間は 300 円というように値下げがされてます。それでもなおかつ通行量が阪神高速についてはその間少ないということがあって、100 円にしてみても試験運転を試みたり、いろんな形で道路側も利用の増進を図るための一つの方向性、道路だけの採算ではなしに、そういう部分の検討もされておりますので、今後我々は 423 インターを通過するときわ台、強いては、亀岡その辺の広域的な交通流を考えて、さらにそういう交通流を円滑に利用していただけるような方向の金額という部分についても研究をしながら大阪府の方の道路公社に投げかけていきたい、というように思っております。今の現状ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

増田会長

よろしいでしょうか、だいぶ時間も予定よりも延びておりますけれども、どうしても今日お聞きしたい、或いは意見を言いたいということはこれに関連してございましてでしょうか、よろしいでしょうか。

これ多分時間的にももう少し余裕があるかと思えます。補足資料の方の 11 ページで見ていただきますと、今後のスケジュールはまだ当面固まっておりませんで、都市計画変更の告示が 18 年度予定ということでございますので、何回かこれに関連してはご報告をいただくという要望を都市計画審議会としてお願いをしておくということで、皆さんよろしいでしょうか。

これから何回か、計画内容そのものが煮詰まってきたり変更がある度に、極力こまめにここでご報告をいただきたい。で、それに基づいて水と緑に関連しては、少しこまめに意見交換会をしたいというご要望を出して、この案件を終えておきたいと思えますけれども、そういうことで皆さんよろしいでしょうか。

そしたら第 3 案件は終了いたしましたので、少し私のタイムマネジメントが悪くて時間延びしております。最後の案件でございますけれども、これは付議案件でございます。「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明をお願いしたいというふうに思えます。

案件 4 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について【付議】

市（江口担当主査）＜説明＞

増田会長

どうもありがとうございました。ただいまのご報告に対しまして、ご質問なり、ご意見ございますでしょうか、いかがでしょうか。

特別ございませんでしょうか。

もしもご意見ございませんでしたら、原案通り可決したいと思えますけれども、異議はございませんでしょうか。

（異議なしの声）

異議がないということで、原案通りお認めいただいたということでございます、どうもありがとうございました。

これで今日予定しておりました案件の審議は、すべて終了いたしました。

本日の審議結果につきましては、事務局にて報告書を作成の上、後日市長さんに対して文書で報告して参りたいと存じます。よろしいでしょうか、これで。

それでは、いつもちょっと延び延びで、10 分今日は遅れましたけれども、極力丁寧に意見交換をする、或いは市民さんの意見も反映しながら、という風な仕組みを入れていくと、少し議論の時間が長くなるという風なことだと思っておりますが、皆さん方にはご迷惑をおかけしますが、正当な意見交換をするということがやっぱりこの審議会の大きな目的でございますので、少し長めになっていることをお許しいただいて、これからも少し意見交換を活発にやっていきたいと思っておりますので、少し長めの審議会になることをお許し願いたいということをお願いしておきたいと思えます。

これで本日の審議会を終了いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中長時間にわたりご審議いただきましてどうもありがとうございました。

これにて閉会いたします、どうもありがとうございました。